

千葉県新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る  
事業者選定アドバイザー業務委託

特 記 仕 様 書

千葉県 環境局 資源循環部 廃棄物施設整備課

# 第 1 章 業務概要

## 1 委託業務名

千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務委託

## 2 業務目的

本業務は、千葉市新港清掃工場リニューアル整備・運営事業を「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の規定に準じて、公設民営方式（以下「D B O（Design：設計、Build：建設、Operate：運営）方式」）で実施するにあたり、廃棄物処理施設整備に関する幅広い知識、P F I 法・民活手法に関する幅広い知識及び高度な専門能力を有する者の支援を受けることにより、適正かつ確実な事業者選定を進めることを目的とする。

## 3 委託期間

（1）契約締結日翌日から令和 8 年 3 月 2 0 日まで

## 4 対象施設概要

### （1）新清掃工場

新清掃工場の計画概要は、下表のとおりである。

表 1 新清掃工場の計画概要

|        |   |
|--------|---|
| 場所     | 千葉市美浜区新港 226-1                                      |
| 稼働開始年度 | 令和 1 3 年度   |
| 施設規模   | 450 t / 日（150 t / 日 × 3 炉）                          |
| 焼却方式   | 全連続燃焼式焼却炉ストーカ式                                      |
| 処理対象ごみ | 可燃ごみ、可燃残渣   |
| 整備手法   | リニューアル方式<br>（既存建築物は必要な改修を行った上で再利用し、プラント設備等は全て更新する。） |

### （2）旧清掃工場の設備解体撤去（建築物は再利用）

- ・処理能力：435t/24h（145t/24h × 3 炉）
- ・処理方式：全連続燃焼式焼却炉ストーカ式（灰溶融設備・ガスタービン設備含む）
- ・稼働年月：平成 14 年 12 月

## 第 2 章 総 則

### 1 業務の履行

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。

### 2 主任技術者及び技術者

(1) 受注者は、業務に先立ち主任技術者を選任し、届出なければならない。

なお、経歴書及び資格証の写しを添付しなければならない。

(2) 主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。

(3) 主任技術者は、業務遅滞を生じないように技術者を配置しなければならない。

(4) 主任技術者は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）」の規定に準じた手続きについて十分な実務経験を有すること。

### 3 提出書類

受注者は、業務の着手及び完了にあたり、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 着手届

(2) 主任技術者選任届

(3) 工程表

(4) 作業計画書

(5) 完了届

(6) 成果品

(7) その他必要な書類

### 4 費用の負担

業務に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても原則として受注者の負担とする。

### 5 法令等の遵守

受注者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

### 6 中立性の保持

受注者は、常に中立性を保持するよう努めなければならない。

### 7 秘密の保持

受注者は、業務の履行上知り得た内容及び情報等を他に漏らしてはならない。

### 8 作業計画

受注者は、契約締結後、速やかに作業計画書を提出し、発注者の承諾を受けなければならない。作業計画書には、次に示す事項を記載するものとする。

(1) 業務内容

(2) 実施体制図

- (3) 業務実施担当者一覧（経歴書を添付）
- (4) 実施工程表
- (5) その他発注者が指示する事項

## 9 業務の監理

- (1) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者と綿密な連絡を取り、協議、打合せを行うものとする。
- (2) 受注者は、業務の実施にあたり、発注者から必要とする資料の作成を依頼されたときは、これに応じるものとする。
- (3) 受注者は、発注者が関係する行政機関との協議が必要なとき、または協議を求められたときは、誠意をもってこれに協力するものとする。
- (4) 受注者は、協議、打合せに際し、速やかに議事録を作成し、発注者に提出しなければならない。

## 10 業務管理体制

- (1) 受注者は、業務の円滑な遂行を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 前項の技術者のうち、1名を主任技術者とし、主たる会議等への出席等業務の全般にわたり技術管理を行わせるものとする。

## 11 検査

受注者は、業務完了後、所定の手続きを経て検査を受けるものとし、発注者の検査合格をもって引渡とする。

なお、納品後に成果品に記入もれ、不備、または誤りが発見された場合、受注者は速やかに訂正しなければならない。

## 12 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合または本仕様書に定めのない場合は、発注者と協議し指示に従うものとする。

## 13 仕様書の適用範囲

本仕様書は業務の遂行にあたって、基本的な内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本仕様書の目的達成のために必要な資料及び書類、または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

## 14 業務の変更及び停止

発注者が必要と認めたときは、業務の変更もしくは停止を命ずることができる。この場合の変更については、発注者と受注者が協議のうえ、契約金額を増減する。

## 15 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行にあたっては、必要に応じて関係機関と十分協議のうえで進めること。
- (2) 本業務に係る成果品の著作権は、発注者に無償で譲渡すること。また、受注者は、発注者の許可なく成果品を公表及び貸与してはならない。
- (3) 受注者は、関係する官公庁との協議をする場合には、発注者に承諾を得たうえで迅速に対応すること。
- (4) 受注者が関係する官公庁等から交渉を受けたときには、遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議すること。
- (5) 受注者は、本業務の引き渡しを終了した場合であっても、発注者から本業務について説明を求められたときは、誠意をもって応じなければならない。

## 16 成果品

受注者は、業務完了後に、下記の成果品を速やかに提出すること。

### (1) 公表書類

- ・実施方針策定・公表書
- ・実施方針質問回答書
- ・特定事業選定・公表書
- ・事業者募集資料（入札説明書、要求水準書、落札者選定基準書、様式集等）
- ・事業者募集に関する質問回答書
- ・事業者の選定・公表書
- ・基本協定書・事業契約書
- ・費用対効果分析結果報告書

### (2) 業務報告書

事業者募集資料作成や事業者選定など、公表書類を作成する過程において検討を行った事項についてまとめた書類（議事録、参考資料、データ等）

### (3) 審査委員会に関する資料（審査内容、議事録等）

### (4) その他発注者が指示するもの

### (5) 提出部数

- |              |       |     |
|--------------|-------|-----|
| ・公表書類        | A 4 版 | 3 部 |
| ・業務報告書       | A 4 版 | 3 部 |
| ・審査委員会に関する資料 | A 4 版 | 3 部 |
| ・上記書類の電子データ  | 1 式   |     |

## 第 3 章 委託内容

### 1 事業条件、事業者募集・選定方法等の検討

DBO方式により事業者を選定するために、以下の項目について検討を行うこと。

#### (1) 事業スキーム・契約方式の検討条件

本事業をDBO方式で実施するにあたっての事業スキーム及び契約方式の検討を行うこと。

#### (2) 事業者選定方式の検討

発注方式、審査方法、事業者選定スケジュール及び事業者参加資格条件の検討を行うこと。

#### (3) リスク分析及び官民役割分担の検討

本事業の遂行に関するリスクについて、リスク分析及び官民の役割分担の検討を行うこと。

#### (4) 予定価格設定（債務負担行為の設定）に係る支援

(1) から (3) までの検討を踏まえ、市場調査を実施すること。なお、施設整備に係る諸仕様は令和4年度に作成した「千葉市新港清掃工場基本計画」にまとめているが、必要に応じて見直しを行うこと。市場調査は、プラントメーカー複数者に対して見積設計（施設整備費及び管理運営費を含む）を依頼し、複数の参考見積書を比較することにより行う。さらに、各プラントメーカーから提出された参考見積書について精査し、発注者が予定価格（長期債務負担行為）を設定するために必要な支援を行うこと。また、プラントメーカーからの参考見積書に加え、近年の他市町村における種別や規模が類似した施設の整備実績も調査して、適正な予定価格の設定を支援すること。

### 2 実施方針の作成及び公表に係る支援

以下の項目を踏まえた実施方針案の作成、修正及び公表の支援を行うこと。また、事業者からの質問に対する回答案の作成等についても行うこと。

#### (1) 特定事業の選定に関する事項。

#### (2) 事業者の募集及び選定に関する事項。

#### (3) 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項。

#### (4) 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項。

#### (5) 事業計画または協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項。

#### (6) 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項。

#### (7) 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項。

#### (8) その他特定事業の実施に関して必要な事項。

### 3 特定事業の評価、選定及び公表に係る支援

VFM (Value For Money) の算定等を実施し、特定事業の選定に係る支援を行うこと。また、特定事業としての選定結果を公表するための資料の作成を行うこと。

#### 4 事業者募集書類の作成

事業者を募集するための以下の資料の作成を行うこと。

##### (1) 入札説明資料

事業の概要説明、事業実施の前提条件、事業者の募集、選定手順、契約に関する事項等重要な事項。

##### (2) 要求水準書

事業者が実現すべき施設整備・解体、運営、維持管理等のサービス内容、事業者がサービスを実施する際の業務の水準等。

##### (3) 落札者選定基準

本市の特性や学識経験者等で構成する千葉市PFI事業等審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見等を踏まえた提案書の評価方法、落札者選定基準。

##### (4) 様式集

事業者に提出させる提案等の様式集作成や、提出書類の作成要領書を作成する。

##### (5) 各種契約書

事業者と交わす基本協定書・基本契約書・建設工事請負契約書・運營業務委託契約書等及びそれらの概要説明書。

#### 5 事業者の募集、評価、選定及び公表に係る支援

##### (1) 募集書類等に対する質問回答書案の作成

事業者からの募集書類等に対する質問回答書案の作成。

##### (2) 事業者選定のための提案書等の評価支援

ア 事業者から提出された提案書等の取りまとめ及び評価用資料の作成。

イ 審査委員会から求められた場合の必要な対応。

※なお、審査委員会への対応については、7を参照のこと。

##### (3) 事業者選定評価結果の公表

事業者選定評価結果を公表するための資料の作成

#### 6 協定及び契約の締結に係る支援

本市と事業者との間で締結する基本協定書案（事業契約前におけるSPC設立等の基本的事項に関する協定）及び事業契約書案、その他本事業に係る契約・覚書（株式根質権設定等）の作成、事業者との協定、契約に係る交渉及び契約締結に係る支援を行うこと。

※SPC（特別目的会社）：特定の事業を遂行することのみを目的として設立する会社

#### 7 審査委員会の運営支援

本市では、事業者の選定に関して、実施方針の検討段階から事業契約まで、審査委員会の評価を踏まえて検討を行うことから、審査委員会の運営に関する以下の事項について支援を行うこと。なお、各審査委員との連絡調整は本市が行い、各審査委員への報償費等の審査委員会の運営に係る費用は、本市が負担する。

##### (1) 審査委員会用資料の作成

##### (2) 審査委員への事前説明

- (3) 審査委員会への出席（資料説明、質問への対応等の支援を含む。）
- (4) 議事録の作成

#### 審査委員会の開催予定

開催回及び内容：以下の回数と内容で審査を行う予定とするが、詳細は技術提案内容を踏まえて別途協議とする。

- |     |                              |             |
|-----|------------------------------|-------------|
| 第1回 | 実施方針案・要求水準書案に係る事項            | (令和6年11月予定) |
| 第2回 | 特定事業の選定案及び落札決定基準書案に係る事項      | (令和7年2月予定)  |
| 第3回 | 募集資料案に係る事項                   | (令和7年3月予定)  |
| 第4回 | 資格審査結果報告、基礎審査                | (令和7年10月予定) |
| 第5回 | 応募者ヒアリング、総合評価、最優秀提案者の選定に係る事項 | (令和7年11月予定) |

※（ ）内の予定時期については、受注者の提案により調整可とする。

#### 8 その他の支援

- (1) 廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析及び資料作成

廃棄物処理施設整備事業に係る費用対効果分析（平成12年3月10日付け衛環18号厚生省水道環境部環境整備課長通知）については、循環型社会形成推進交付金の事業の採択要件の一つになっていることから、本業務の内容を踏まえて、国の手引書に基づく費用対効果の分析及び循環型社会形成推進交付金の申請に必要な資料の作成を行うこと。

- (2) 法的業務の支援

業務の遂行にあたり、法的業務の支援には、受注者の負担により弁護士による対応を行う。

- (3) 整備工事期間中の施工監理方法の検討

整備工事期間中の施工監理方法について検討し、本市が行う業務と施工監理業務委託として発注する業務を整理し提案する。

- (4) 運営開始後のモニタリング方法の検討

運営開始後に本市が行うモニタリングの内容を整理し提案する。